

静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 「静岡県もりづくり県民税条例」及び「静岡県森の力再生基金条例」の趣旨に従い、静岡県経済産業部が実施する森の力再生事業（以下「事業」という。）の内容を明らかにし、透明性の確保を図るため、静岡県森の力再生事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の執行状況や事業の効果について、検証・評価すること。
- (2) 事業に関する提言をすること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、経済産業部長が委嘱する。
- 3 (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は再任することを妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済産業部政策管理局産業政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月9日から施行する。

(第1回目の委員会)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回目の委員会は経済産業部長が招集する。

附 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

この要綱は、平成20年4月3日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。